

検定合格警備員の配置に関する特記仕様書

(第1条)

本工事において交通誘導等を行うときは、今治市土木工事共通仕様書第1編1-1-32交通誘導警備員によるほかは、この特記仕様書によるものとする。

(第2条)

1. 請負者は、工事の施工に当たって交通誘導等を行うときは、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の5の上欄の規程により、工事箇所ごとに、1級又は2級検定合格警備員（以下「検定合格警備員」という。）を1人以上配置しなければならない。

2. 請負者は、前項により検定合格警備員を配置する場合は、配置に先立ち、「検定合格警備員一覧表」（別紙 様式-8-2）に、検定合格証の写し等の資格要件を確認できる資料を添付のうえ、交通誘導警備員配置計画表とあわせて、着手前に監督員に提出しなければならない。また、検定合格警備員の配置人員、配置位置、配置期間等について監督員と協議を行わなければならない。計画に変更が生じた場合も同様とする。

3. 請負者は工事の施工に当たって交通誘導等を行った場合、工事完了時に、今治市土木工事共通仕様書第1-1-32交通誘導警備員により提出を義務付けている交通誘導警備員配置実績表（別紙 様式-8）の備考欄に、配置した検定合格警備員の氏名を記入し、その他の資料と併せて提出しなければならない。

